

# 株主の皆様へ

---

当社施工物件における  
施工不備問題の対応について



創造力で、さらに前へ。

# ごあいさつ

株主の皆様におかれましては平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社が施工した物件において施工不備の問題が判明したことで、入居者様、オーナー様をはじめとする当社のすべてのステークホルダーの皆様には、多大なるご心配とご迷惑をお掛けしておりますところ、心より深くお詫び申し上げます。

また、この度の施工不備に起因して決算や株価にも大きな影響をあたえ、ご心配をお掛けしていることを重ねてお詫び申し上げます。ご入居者の皆様に安心してお部屋をご利用いただける状況を目指し、株式会社レオパレス21グループ全役職員が一丸となって、一連の問題を早期に解決してまいりる所存でございます。

社是に掲げた「全て社会の為に」という基本方針の実現に向けて、企業風土改革を推し進めてまいります。その上で、法令遵守を当社の事業遂行における最も重視すべき価値として、コンプライアンスファーストに関する定期的なメッセージの

配信や、コンプライアンス研修の強化、コンプライアンスへの取組姿勢に関する人事評価の導入など、コンプライアンスファーストを徹底してまいります。

今期の配当につきましては業績の状況を踏まえ、誠に遺憾ではございますが、見送りとさせていただきます。株主様をはじめとするステークホルダーの皆様には、多大なご迷惑、ご心配をおかけしますことを心からお詫び申し上げます。

株主の皆様には、引き続きご厚情を賜りますよう、お願い申し上げます。

代表取締役社長 **宮尾 文也**

# 施工不備内容の種類及び概要／施工不備物件のシリーズの概要

	界 壁		3. 外壁仕様問題	4. 天井部問題
	1. 小屋裏等界壁問題	2. 界壁内部充填材の相違		
不 備 の 概 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小屋裏又は天井裏において界壁を施工していない不備に係る問題</li> <li>・界壁仕様部材の相違</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・界壁の内部充填材に設計図書に記載されたグラスウール又はロックウールではなく発泡ウレタンが使用されていた不備に係る問題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁が設計図書に記載された国土交通大臣認定の仕様に適合していなかった不備に係る問題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天井部の施工仕上げが設計図書に記載された国土交通省告示の仕様に適合していなかった不備に係る問題</li> </ul>
必 要 な 対 応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物件所有者様及び特定行政庁と協議の上、補修方法を決定</li> <li>・住戸外で補修が可能な物件シリーズと、1戸ずつ補修が必要な物件シリーズが存在</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物件所有者様及び特定行政庁と協議の上、補修方法を決定し、入居者様へ住替え又は一時的な仮住まいをご案内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物件所有者様及び特定行政庁と協議の上、補修方法を決定し、入居者様へ住替え又は一時的な仮住まいをご案内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐火性能が劣っているため、入居者様へ速やかに住替え又は一時的な仮住まいをご案内中</li> <li>・当社施工物件の入居者様4,518名のうち、住替え又は一時的な仮住まい完了及び予定日決定は約88% (2019年5月31日現在)</li> </ul>

		優先調査対象物件 (15,283棟)		優先調査対象物件以外 (23,802棟)	
		ネイルシリーズ (913棟)	6シリーズ (14,370棟)	ヴィアラルタ (153棟)	その他物件シリーズ (23,649棟)
物 件 紹 介	販売商品名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴールドネイル(木造) 1994年 - 1997年</li> <li>・ニューゴールドネイル(木造) 1994年 - 1997年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴールドレジデンス(鉄骨造) 1996年 - 2001年</li> <li>・ニューシルバレジデンス(木造) 1997年 - 2001年</li> <li>・ニューゴールドレジデンス(鉄骨造) 1998年 - 2002年</li> <li>・スペシャルスチールレジデンス(鉄骨造) 1999年 - 2001年</li> <li>・ベタースチールレジデンス(鉄骨造) 2000年 - 2001年</li> <li>・コングラツィア(木造・鉄骨造) 2000年 - 2014年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヴィアラルタ(AGR)(鉄骨造) 1999年 - 2001年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他41シリーズ 1991年 - 2018年</li> </ul>
	着工時期				
施 工 不 備 内 容	小屋裏等界壁	✓	✓	*不十分な施工監理による不備あり	*不十分な施工監理による不備あり
	界壁発泡ウレタン		✓		
	外 壁 仕 様		✓ (ゴールドレジデンス及びニューゴールドレジデンス)	✓ (53棟)	
	天 井 部		✓ (1,271棟)		

# 界壁施工不備問題の概要について

## 経緯

当社が開発・販売した集合住宅2商品『ゴールドネイル、ニューゴールドネイル（以下ネイルシリーズといます。）』について、2名のオーナー様からのご指摘により、確認通知図書に記載されていた小屋裏界壁が施工されていないことが判明しました。

また、ネイルシリーズ以外のシリーズについても調査を行った過程で、ネイルシリーズとは別の6商品『ゴールドレジデンス、ニューシルバーレジデンス、ニューゴールドレジデンス、スペシャルスチールレジデンス、ベタースチールレジデンス、コングラツィア（以下6シリーズといます）』で、図面と施工マニュアルの整合性の不備が確認され、界壁施工において建築基準法に抵触する可能性が高まりました。

## 施工不備の影響

今回、一部の当社施工物件において、界壁の小屋裏・天井裏部分・居室部分について施工不備が発見されております。小屋裏・天井裏部分の界壁施工に不備がある物件は、耐火性能が低下している可能性が否定できません。また、小屋裏や天井裏から生活音が隣戸に伝わりやすくなっている可能性があります。

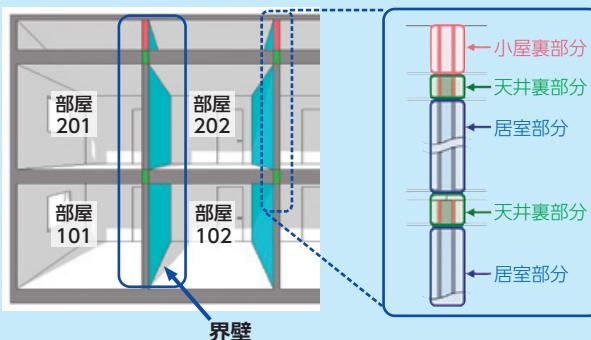
## 界壁と建物の構造耐力について

通常、小屋裏及び天井裏部分の界壁については、施工に問題があったとしても建物全体の構造耐力に影響を与えることはありません。

※界壁が耐力壁に該当する場合は、その限りではありません。

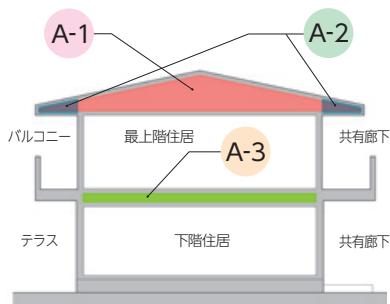
## 界壁とは

界壁とは共同住宅など各住戸の間を区切る壁のことを言います。界壁は、「防火」「遮音」について建築基準法等、関係法令の技術的基準に基づく性能を満たし、小屋裏・天井裏まで達するように設ける必要があります。



# 界壁の施工不備例

## ■ 界壁なし (A-1~3)



### A-1 小屋裏

小屋裏全体に界壁が施工されていない場合



### A-2 軒裏

軒裏のみ界壁が施工されていない場合

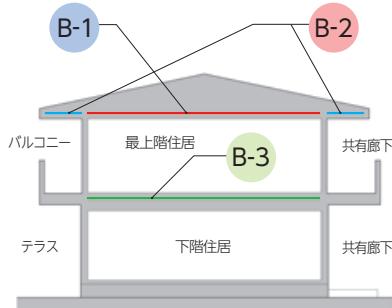


### A-3 中間階床(天井裏)

中間階床(天井裏)に界壁が施工されていない場合



## ■ 不備あり (B-1~3)



### B-1 小屋裏

小屋裏一部の施工に不備がある場合



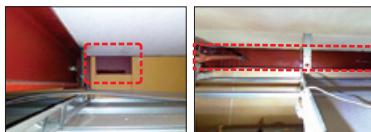
### B-2 軒裏

軒裏一部の施工に不備がある場合

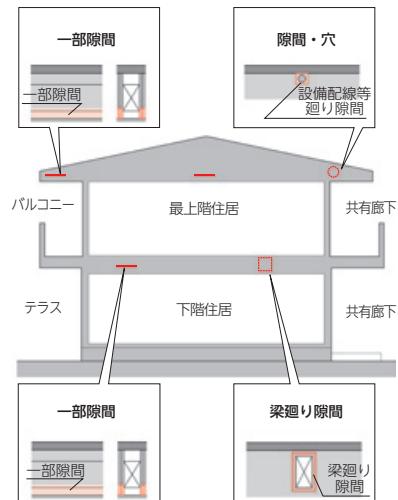


### B-3 中間階床(天井裏)

中間階床(天井裏)一部の施工に不備がある場合

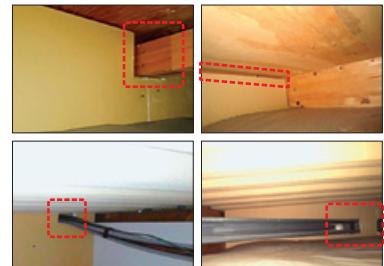


## ■ 軽微な不備



### 小屋裏・中間階(天井裏)

小屋裏・中間階(天井裏)の隙間や穴の施工に不備がある場合



# 調査結果について

(2019年5月31日現在)

調査対象	棟数	調査着手済	判定済み	判定率	不備なし計	不備あり計	住戸内部				外部	
							界壁なし		界壁あり (不備あり)		界壁なし	不備あり
							屋根裏・小屋裏全体	中間階床 (天井裏)	小屋裏一部不備あり	中間階床 (天井裏) 一部不備あり	バルコニー・廊下軒裏	バルコニー・廊下軒裏一部不備あり
A-1	A-3	B-1	B-3	A-2	B-2							
ネイルシリーズ	913	909	905	99.12%	5	870	825	0	25	0	0	20

調査対象	棟数	調査着手済	判定済み	判定率	不備なし計	不備あり計	住戸内部				外部	
							界壁なし		界壁あり (不備あり)		界壁なし	不備あり
							屋根裏・小屋裏全体	中間階床 (天井裏)	小屋裏一部不備あり	中間階床 (天井裏) 一部不備あり	バルコニー・廊下軒裏	バルコニー・廊下軒裏一部不備あり
A-1	A-3	B-1	B-3	A-2	B-2							
6シリーズ	14,370	14,051	13,348	92.89%	1,577	5,533	451	514	2,758	902	376	532

調査対象	棟数	調査着手済	判定済み	判定率	不備なし計	不備あり計	住戸内部				外部	
							界壁なし		界壁あり (不備あり)		界壁なし	不備あり
							屋根裏・小屋裏全体	中間階床 (天井裏)	小屋裏一部不備あり	中間階床 (天井裏) 一部不備あり	バルコニー・廊下軒裏	バルコニー・廊下軒裏一部不備あり
A-1	A-3	B-1	B-3	A-2	B-2							
その他シリーズ	23,802	9,938	7,803	32.78%	3,708	1,618	110	122	586	457	11	332

調査対象	棟数	調査着手済	判定済み	判定率	不備なし計	不備あり計	住戸内部				外部	
							界壁なし		界壁あり (不備あり)		界壁なし	不備あり
							屋根裏・小屋裏全体	中間階床 (天井裏)	小屋裏一部不備あり	中間階床 (天井裏) 一部不備あり	バルコニー・廊下軒裏	バルコニー・廊下軒裏一部不備あり
A-1	A-3	B-1	B-3	A-2	B-2							
全52シリーズ	39,085	24,898	22,056	56.43%	5,290	8,021	1,386	636	3,369	1,359	387	884

- 上記のほか、判定済み22,056棟のうち8,745棟について、軽微な不備を確認しております。これらについても随時補修を進めてまいります。2019年5月31日現在不備が確認された棟数の合計は、上表の合計8,021棟に軽微な不備8,745棟を加えた16,766棟となっております。
- 他社施工物件についても不備が判明しており、原因究明と再発防止の検討を目的とした調査を行っております。調査結果につきましては、あらためて公表いたします。  
他社施工物件とは、おもに1983年～1990年頃まで土地付きアパートとして当社が販売した物件であり、当社以外の工務店等が工事施工し、当社が設計・工事監理を行った物件です。
- 同一の棟で判定が異なる複数の不備が確認された場合は、より大きな不備を優先して集計しております。よって同一の棟が複数箇所集計されることはありません。  
(例) 同一の棟でA-1、A-3、B-2の不備が確認された場合は、A-1で集計しております。

# 界壁内部充填材の相違及び、 外壁構造における大臣認定との不適合について

## 発泡ウレタン（硬質ポリウレタンフォーム） パネル製造の経緯

当時、建築現場における作業効率向上を検討しておりました。その際、外壁の留め付け作業（サイディングと強化石膏ボード）と、界壁の留め付け作業（両側の石膏ボード）を簡略化する方法として、発泡ウレタン（硬質ポリウレタンフォーム）の粘着性を利用した固定方法を採用し、壁体内断熱材として発泡ウレタン（硬質ポリウレタンフォーム）が充填されたパネル（以下「本パネル」といいます）の製造に至りました。

## 発泡ウレタン（硬質ポリウレタンフォーム） パネルが使用された物件について

本パネルの製造当時に作成されたリストには、本パネルの納品先となる当社の物件番号が記載されております。当該リストの記載と、当社が建築した物件リストを照らし合わせて設計図面確認の上調査した結果、本パネルが外壁又は界壁、あるいはその両方に使用されていると考えられる物件は1996年から2001年までに完成したゴールドレジデンス、ニューゴールドレジデンス、ヴィラアルタの3商品で、棟数は925棟と判明しております。

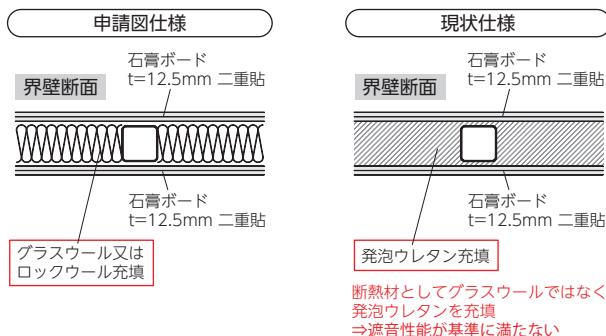
### ■ 界壁・外壁に不備発生の疑いがある最大棟数

物件	施工棟数	発泡ウレタン（硬質ポリウレタンフォーム）		
		パネル施工	界壁の不備	外壁の不備
ゴールドレジデンス【GR】	1,660棟	546棟	546棟	546棟
ニューゴールドレジデンス【NGR】	679棟	326棟	225棟	326棟
ヴィラアルタ【AGR】	153棟	53棟	—	53棟
合計	2,492棟	925棟	771棟	925棟

## 法令違反が疑われる不備の内容

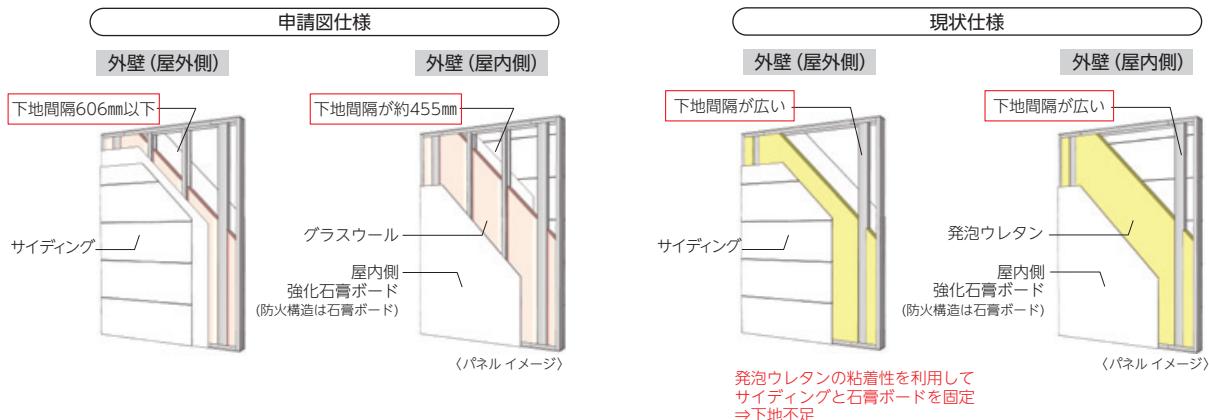
### ■ 界壁内部充填材の相違

設計図書上では界壁内部の断熱材としてグラスウールが充填されるものと記載されているにもかかわらず、実際には、発泡ウレタン（硬質ポリウレタンフォーム）が充填されており、建築基準法の規定により共同住宅の界壁に求められている遮音性の基準値を満たしていない可能性があることを確認致しました。



### ■ 外壁構成における大臣認定との不適合について

建築基準法の規定により、共同住宅の外壁には準耐火構造又は防火構造の仕様が求められているにもかかわらず、設計図書に記載された大臣認定の仕様ではなく、実際には下図に示すパネルを用いた外壁が施工されていることを確認致しました。



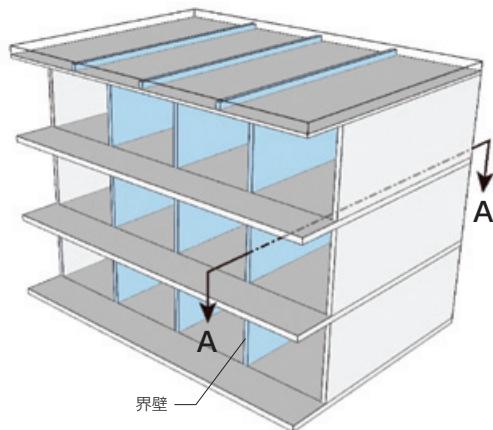
# 界壁構造における大臣認定との不適合について

## ■ 鉄骨造物件における耐火性能の不適合について

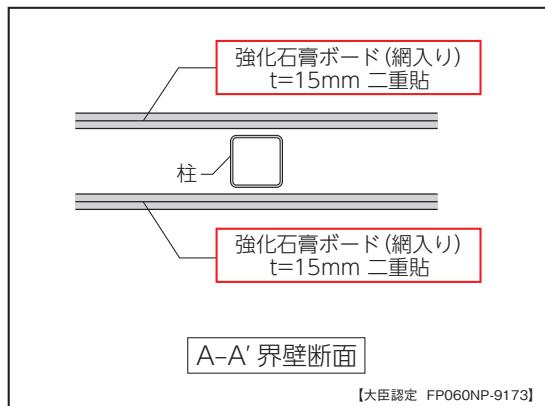
当社が耐火建築物として施工した物件2,240棟のうち、204棟について実施した現地調査の結果、63棟について、建築基準法上、耐火構造の界壁とすることが求められているにもかかわらず、これに適合していない仕様となっていることが確認されました。なお、建築基準法に基づき認められている仕様への不適合について63棟中62棟については、1時間準耐火性能を満足する仕様である平成27年国土交通省告示第253号に適合していると考えております。

また、上記63棟のうち1棟については、1時間準耐火性能を満たしておらず、かつ遮音に係る国土交通大臣認定に適合しない仕様となっていることが確認致しました。

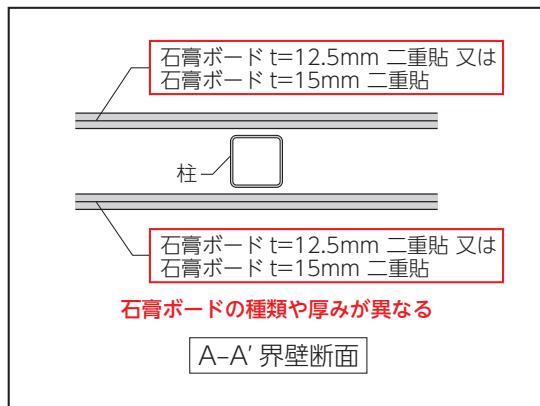
## ■ 界壁の位置



### 耐火構造仕様



### 実際に施工された仕様



# 天井部施工不備の概要について

## 天井部の施工不備の疑いがある物件について

全ての物件シリーズにおける設計図書を確認し、ゴールドレジデンス【GR】の3階建ての設計図書のみ誤解を招く表記になっていることを確認しております。対象物件はゴールドレジデンス【GR】の3階建ての1時間準耐火構造の物件に限定されており、全国で最大で641棟と判明しております。

## ■対象商品 (1996年～2001年完成)



ゴールドレジデンス【GR】3階建て

## ■天井部施工不備の疑いがある最大棟数

物件		施工棟数	天井施工不備
ゴールドレジデンス【GR】	3階建て	780棟	641棟

告示仕様	実際の施工	
<p>〈天井施工 イメージ〉</p> <p>強化石膏ボード(12.5mm)の上に ロックウール吸音板(9mm)</p>	<p>〈天井施工 イメージ〉</p> <p>強化石膏ボード(12.5mm)の上に 化粧石膏ボード(9.5mm)</p>	<p>〈天井施工 イメージ〉</p> <p>化粧石膏ボード(9.5mm)1重貼</p>

※国土交通省告示 第253号

# 問題解決に向けた取り組みについて

## 対策本部の設置

施工不備問題公表後、直ちに「施工不備問題緊急対策本部」を設置し、当社施工物件の全棟調査ならびに不備が確認された物件の補修工事を行っております。対策本部の体制については、段階的に増強を行っており、現在2,125名体制で調査・補修工事に臨んでおります。

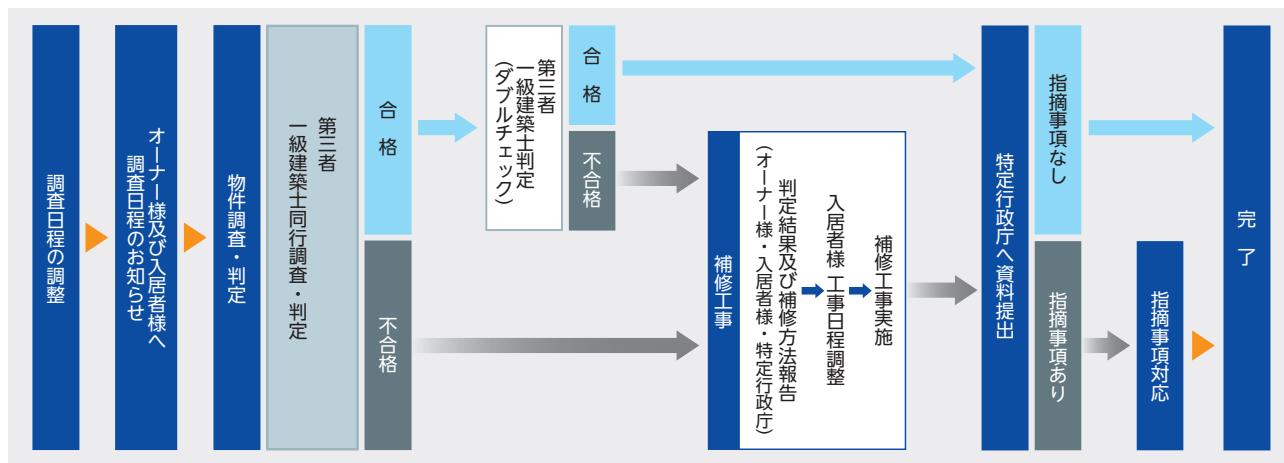
## 物件調査・補修工事について

物件調査は、界壁の施工状況・設計図書等との相違の有無について確認を行っております。調査にあたっては、外部の一級建築士の協力を仰ぎ、第三者性・客観性を確保しながら進めております。

補修工事については、調査の結果を踏まえた特定行政庁との協議によって決定された補修方法により、工事を進めております。

- 物件調査：第三者一級建築士による同行調査
- 調査結果：第三者一級建築士2名によるダブルチェック
- 補修工事：不備が確認された物件は特定行政庁と協議し、補修工事を実施

### ■ 物件調査・補修工事のプロセス



## 調査方法の変更について

2019年2月7日の調査の過程で新たに確認された不備を受けて、天井仕様及び外壁についても確認をする調査方法に変更をしております。

### ①小屋裏・天井裏界壁確認・天井部仕様確認

天井部を開口し、界壁の施工状態を確認します。  
また、開口部から天井の仕様や厚みについて確認します。



開口した天井部から360°カメラにて撮影します。

### ②界壁内部確認

界壁面を開口し、内部の断熱材や壁厚を確認します。



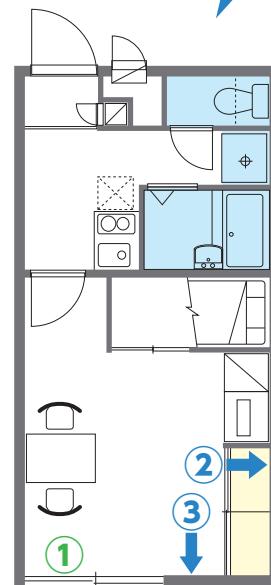
2枚張りの各厚みを計測します。

### ③外壁内部確認

外壁面を開口し、内部の断熱材や壁厚を確認します。



### 調査箇所



注) 調査箇所は物件タイプにより異なります。

※上記は調査方法の一部です。

# 今後の対応について

## (1) 当社施工物件にご入居中のお客様へのご対応について

### ① 界壁に不備が確認された物件

耐火性能について、石膏ボード2枚張りにて担保されておりますが、遮音性能については建築基準法にて定められている基準を満たしていない可能性がございます。

当社管理物件にご入居中のお客様につきましては、物件所有者様及び特定行政庁と補修工事方法等を協議の上、お住み替えのご案内をさせていただきます。また、お住み替えに係る費用につきましては当社にて負担いたします。

当社管理以外の物件にご入居中のお客様につきましては、物件所有者様及び管理会社様へ告知し、特定行政庁と補修工事方法等を協議の上、お住み替えのご案内をさせていただきます。なお、お住み替えに係る費用につきましては当社にて負担いたします。

### ② 外壁に不備が確認された物件

耐火性能について、建築当時の耐火性能実験において、一定の評価を得ておりますが、大臣認定と不適合であるため、認定仕様通りとする補修工事方法を検討しております。当社管理物件にご入居中のお客様につきましては、物件所有者様及び特定行政庁と補修工事方法等を協議の上、お住み替えのご案内をさせていただきます。お住み替えに係る費用につきましては当社にて負担いたします。

当社管理以外の物件にご入居中のお客様につきましては、物件所有者様及び管理会社様へ告知し、特定行政庁と補修工事方法等を協議の上、お住み替えのご案内をさせていただきます。お住み替えに係る費用につきましては当社にて負担いたします。

### ③ 天井部施工不備が確認された物件

耐火性能について、建築基準法で定められている基準を満たしていないため、速やかにお住み替えのご案内をさせていただきます。

当社管理物件にご入居中のお客様につきましては、お住み替えのご案内をさせていただきます。お住み替えに係る費用につきましては当社にて負担いたします。

当社管理以外の物件にご入居中のお客様につきましては、物件所有者様及び管理会社様へ告知した後、お住み替えのご案内をさせていただきます。なお、お住み替えに係る費用につきましては当社にて負担いたします。

## (2) 当社施工物件所有者様へのご対応について

### ① 界壁に不備が確認された物件

不備が確認された物件につきましては、当社担当者よりご連絡させていただきます。補修工事に係る費用はすべて当社にて負担するとともに、募集保留期間の空室賃料を補償いたします。

### ② 外壁に不備が確認された物件

不備が確認された物件につきましては、当社担当者よりご連絡させていただきます。補修工事について、大臣認定の仕様通りとする補修工事方法を検討しており、物件所有者様及び特定行政庁と協議の上、

進めてまいります。並行して大臣認定取得が出来るか否かについても確認を進めてまいります。

係る費用はすべて当社にて負担するとともに、募集保留期間の空室賃料を補償いたします。

### ③ 天井部施工不備が確認された物件

不備が確認された物件につきましては、当社担当者よりご連絡させていただきます。補修工事に係る費用はすべて当社にて負担するとともに、募集保留期間の空室賃料を補償いたします。

## 当期の業績に与えた影響と今後の見通しについて

2018年4月27日及び同年5月29日付で公表した当社施工物件の一部で界壁の不備、ならびに2019年2月7日付で公表した全棟調査の過程で新たに確認された不備に係る補修工事関連損失引当金として547億円の特別損失を計上いたしました。

また、施工不備の調査と補修工事完了まで対象物件の入居者募集を停止している影響により、2019年3月末の入居率は84.33%（前期末比△9.39ポイント）、期中平均入居率は88.34%（前期比△2.25ポイント）に低下し、賃料収入等が減収となり、2011年3月期以来8期ぶりとな

る686億円の純損失を計上することとなりました。

なお、来期の業績見通しにつきましては、売上高5,022億円（前期比0.6%減）、営業利益22億円（前期比70.2%減）、経常利益13億円（前期比81.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益1億円を予想しております。\*

\*業績予想は本資料の発表日現在において入手可能な情報に基づいて作成しており、実際の業績は今後様々な要因により予想数値と異なる結果となる可能性があります。

# 外部調査委員会の設置と調査報告、 ならびに経営陣の責任について

## (1) 外部調査委員会設置

当社は、本件施工不備に関し、その原因の解明等をより客観的に行うため、「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」（日本弁護士連合会）に準拠して、当社から完全に独立した中立・公正な専門家のみで構成される外部調査委員会を設置いたしました。

本調査委員会の委員は、当社とは利害関係を有しない外部の弁護士3名を構成員としております。また、各委員が所属する西村あさひ法律事務所と当社の間にも現在利害関係はありません。

- 委員長：伊藤 鉄男/弁護士 (西村あさひ法律事務所)
- 委員：木目田 裕/弁護士 (西村あさひ法律事務所)
- 委員：山本 憲光/弁護士 (西村あさひ法律事務所)

## (2) 調査報告書の作成について

外部調査委員会は本件施工不備に関する原因について厳正かつ徹底した調査を実施し、5月29日に最終報告書を作成いたしました。調査報告書の全文につきましては下記サイトからPDFを御覧ください。

当社施工物件における  
施工不備問題の対応について

<https://www.leopalace21.co.jp/info/>



## (3) 経営陣の責任について

2019年5月9日のリリースにありますとおり、業績予想の修正を真摯に受け止め、経営責任を明らかにするため、以下のとおり役員報酬の減額を致します。

### (a) 役員報酬の減額

期間 2019年5月～2020年3月

対象 取締役・監査役・執行役員

内容 代表取締役 60%

その他社内取締役 45%～55%

常勤監査役 35%

執行役員 35%～45%

### (b) 役員の退任

2019年5月10日のリリースにありますとおり代表取締役執行役員深山英世は退任し、以下の取締役も含め第46期定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任いたします。

取締役副社長執行役員 深山 忠広

取締役専務執行役員 関谷 謙

取締役専務執行役員 武田 浩

取締役専務執行役員 田尻 和人

取締役常務執行役員 原田 博行

取締役常務執行役員 伊東 弘美

# 再発防止策について

当社において再発防止策の検討を行ってまいりましたが、調査委員会の再発防止策に関する提言を受け、その内容について真摯に受け止め、実効性のある再発防止策とすべく検討を行い、以下のとおり再発防止策を策定いたしました。

## (1) 企業風土の抜本的改革

最終報告書においては、界壁等の施工不備問題について、法令遵守意識が欠如していたことに加えて、品質問題に対する当事者意識・リスク感度が低かったことや「走りながら考える」との状況のもと、問題点に気づいても対策等を後回しにすることが当時の企業風土として定着していたことが指摘されています。

このような指摘を受けて、役職員らに対して、オーナー様や入居者様等の顧客の目線に立って、顧客から感謝される価値を提供することこそ当社の社会的意義であることの自覚を促し、界壁等の施工不備問題によって失った顧客の信頼を回復するため企業風土の抜本的改革を行ないます。

営業優先、業績優先の企業風土を改め、法令遵守を当社の事業遂行における最も重視すべき方針（コンプライアンスファースト）といたします。

## (2) コンプライアンス・リスク管理体制の再構築

界壁等の施工不備問題の原因として、新商品等を開発する際に、法令適合性を検討することができる体制となっていなかったことが挙げられます。当社

は、コンプライアンスファーストの方針を定めるところ、かかるコンプライアンスファーストを仕組み的に担保する観点からコンプライアンス・リスク管理体制の再構築を行ないます。

## (3) 建築請負事業体制の見直し

界壁等の施工不備問題においては、新商品等の開発の際に法令適合性の検討を怠っていたことに加えて、自主検査に依存した施工管理となっていたこと、建築士がほとんど工事監理に関与していなかったことが原因と考えられます。

その他にも、主任技術者の不足による不十分な工程検査等の施工管理体制の不備及び建築確認申請書類の作成者である建築士による現場での工事監理の懈怠等の工事監理体制上の不備が原因と考えられることから建築請負事業体制の見直しを行なうことといたします。

また、各施策の詳細につきましては、2019年5月29日リリース「当社施工物件における界壁等の施工不備に関する原因及び再発防止策等について」も合わせてご覧ください。

\*本冊子にて公表している情報は各部記載の日時時点のものを掲載しております。